

— 目次 —

- 平成29年3月の税務
- 個人型確定拠出年金の適用拡大

いつもお世話になっております。

朝夕はまだ冷え込みますが、日差しは春めいてまいりました。

皆様にはお変わりございませんでしょうか。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成29年3月の税務

3/10

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3/15

- 前年分所得税の確定申告
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 個人の青色申告の承認申請
- 前年分贈与税の申告
- 国外財産調書の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

3/31

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

個人型確定拠出年金の適用拡大

◆新たに個人型に加入できる人

平成 29 年 1 月より個人型確定拠出年金（個人型 DC）に加入できる人の範囲が広がりました。今まで個人型 DC は企業年金の無い会社員と自営業者等が対象でしたが、新たに確定給付年金の制度がある企業の会社員、公務員、専業主婦も加入できるようになりました。

個人型 DC とは「老後資金を積み立てながら現在の税金を軽減する」制度です。愛称も iDeCo(イデコ)と名付けられています。

◆掛け金と所得控除

掛け金は月額 5 千円からで全額所得控除、所得税や住民税の計算から除外されます。掛け金の上限額が各々の立場で異なります。例えば企業年金の無い会社員の上限額は月 23,000 円、年間 276,000 円です。この場合、所得税、住民税が 20%（復興税除く）として、この掛け金額にかかる分の 20%、55,200 円が節税となり年末調整等で戻ります。企業年金のある会社員と公務員の上限額は年 144,000 円、専業主婦は 276,000 円。専業主婦は夫が保険料負担をしていれば夫側で所得控除ができます。自営業者は年 816,000 円（小規模共済等他の所得控除の制度の掛け金と合わせた額）です。

◆運用方法

確定拠出年金は金融商品を運用するので対象は預貯金、投資信託、保険等の金融商品を選びます。運用益は非課税ですが、場合によっては損失が生じる事がないとは言えません。運用コストもあるので「個人型確定拠出年金ナビ」で調べてみましょう。預貯金ならリスクは少ないものの利回りは低く、期待利回りの高い商品もいろいろで選択はなかなか難しいものです。長い目で考えることが必要でしょう。

口座を開くと金融機関によって違いますが、加入時の手数料 3 千円程度と管理費が年間 1 千円から 7 千円位かかります。

◆受給の時

受給は原則満 60 歳からで原則中途引き出しはできません。受給時は一時金、年金、両方の併用が選択できます。一時金であれば退職所得控除の対象です。企業の退職金支給時と重なると控除枠を超えてしまうことがあるので注意が必要です。年金受給の場合も公的年金控除の範囲を超えると課税されます。一般的には一時金の方が節税効果は大きいと言われています。

◆◆あとかき◆◆

今回のテーマは「個人型確定拠出年金の適用拡大」でした。難しそうでなかなか敷居が高い…と感じる方も多いのではないのでしょうか。しかし退職後の生活は公的年金だけではままならず「自分の老後資金は自分で対策が必要だ」と考えている方が大半だと思います。弊社では、その方に合った様々なプラン（老後に限らず）をご提案させていただいております。個人の方はもちろん、法人様も どうぞお気軽にお問い合わせ下さい！！

アビームマネジメント 同